

県職員の給与等のあらまし

県では、福祉、医療、土木、教育、警察など県民生活にかかわるさまざまな仕事を行っています。そこで働く職員の給与は条例で定めています。県職員の給与などについて一層のご理解をいただくため、そのあらましをご紹介します。

給与決定の仕組み

地方公務員法では、職員の給与を決める際には、次の原則によることとされています。

- その職務と責任に応じたものとする
- 生計費を考慮すること
- 国や他の都道府県の職員とのつり合いがとれていること
- 民間企業に勤める人の給与とのつり合い、その他の事情を考慮すること

具体的には、県内民間企業の給与の実態や生計費などの調査に基づく人事委員会勧告を踏まえ、県議会の審議を経て条例で定めています。

今年度については、例月給（給料月額、諸手当）及び期末・勤勉手当（ボーナス）の改定は行っていません。

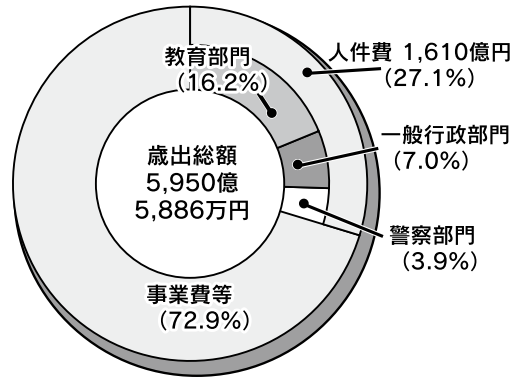
今後とも、職員給与については、より一層の適正化に努めていきます。

また、平成20年度においては、従来に引き続き特殊勤務手当を見直したなど、行財政改革の推進に積極的に取り組んでいます。

人件費の状況

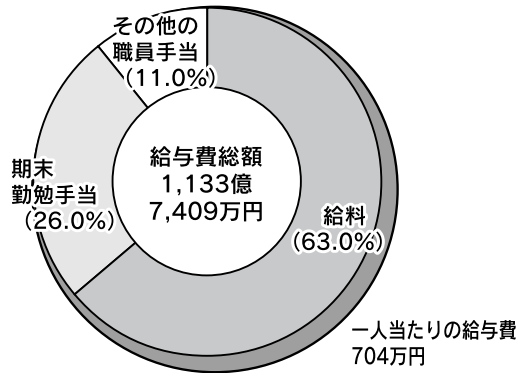
本県の平成19年度決算では、人件費は歳出総額の27.1%にあたる1,610億円となりました。その内訳は、小中学校及び高等学校等教育関係職員分16.2%（966億円）、一般行政関係職員分7.0%（415億円）、警察関係職員分3.9%（229億円）となっています。

人件費の状況（部門別）（平成19年度決算）



※人件費には、退職手当及び特別職の給料等を含みます。

人件費のうち職員給与費の状況（平成20年度一般会計12月補正後予算）



※職員手当には、退職手当は含まれていません。

平均給料月額・初任給の状況

代表的な職種別の平均給料月額と平均年齢は、表1のとおりです。また、職種別の初任給と学歴・経歴年数別の平均給料月額は、表2のとおりです。

表1 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（各年4月1日現在）

区分	平均給料月額			平均年齢	
	平成20年	平成19年	増減額	平成20年	平成19年
一般行政職	350,800円	359,100円	▲8,300円	43歳6月	44歳0月
警察職	351,500円	358,000円	▲6,500円	42歳2月	42歳5月
高等学校教育職	411,300円	415,000円	▲3,700円	45歳9月	45歳8月
小中学校教育職	399,300円	403,500円	▲4,200円	45歳5月	45歳2月

表2 職員の初任給及び学歴・経歴年数別平均給料月額（平成20年4月1日現在）（単位：円）

区分	初任給	経験10年	経験15年	経験20年
大卒 一般行政職	172,200	264,400	319,000	380,200
大卒 警察職	187,500	280,800	341,200	390,400
大卒 高等学校教育職	192,800	308,900	358,600	403,000
大卒 小中学校教育職	192,800	310,500	361,400	400,100
高卒 一般行政職	140,100	218,600	269,900	321,600
高卒 警察職	158,100	248,600	290,700	337,800

給料表

職員の給料は、その職務に応じた10種類の給料表により、それぞれの職務と責任の度合いに応じて定められています。

このうち行政職給料表適用者（3,674人）の級別職員数と代表的な職名は、表3のとおりです。

表3 行政職給料表適用者の級別職員数の状況（平成20年4月1日現在）

級	代表的な職名	職員数(人)	構成比(%)
9	本庁の部局長	26	0.71
8	本庁各部の統括的業務を掌理する部局次長	4	0.11
7	本庁の部局次長、本庁の相当の経験が必要とする統括的業務を掌理する課長	56	1.52
6	本庁の課長	316	8.60
5	本庁の相当の経験が必要とする統括的業務を掌理する課長補佐	1,078	29.34
4	本庁の課長補佐、本庁の重要な業務を分掌する係長	818	22.26
3	本庁の係長、主任主事・主任技師	814	22.16
2	主事・技師	275	7.49
1	主事・技師	287	7.81
計		3,674	100.0

職員手当

職員には給料のほか、期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当などを支給しています。このうち期末・勤勉手当は、民間企業のボーナスに相当するもので、年間4.5月分を支給しており、手当額算定の基礎となる給料等の額に職制上の段階・職務の級等に応じた加算措置があります。

なお、管理職手当については、平成17年度から支給額を10%減額する措置が実施されています。

また、退職手当は、勤続年数や退職事由に応じた基本額に、職務・職責に応じた調整額を加えた額を支給しています。支給割合は、国と同一で、勤続20年の場合の自己都合退職は23.5月分、勲奨・定年退職の場合の最高限度は、勤続35年以上で59.28月分です。

特別職の給料・報酬等

特別職の給料・報酬月額、県内の各界代表者、学識経験者などで構成する「特別職報酬等審議

会」の答申を受けて条例で定めています。

主な特別職の給料・報酬月額は、平成6年7月から知事＝130万円、副知事＝102万円、議長＝91万円、副議長＝86万円、議員＝78万円となっています。このほか年間3.35月分の期末手当を支給しています。

また、知事及び副知事においては平成15年1月から給料月額5%を減額する措置、さらに、平成17年度から期末手当の支給額を10%減額する措置が実施されています。

職員数の状況

より簡素で効率的・機動的な執行体制の構築を図る観点から定員管理に取り組み、平成18年3月に公表した「石川県における行財政改革の取組」（集中改革プラン）では、平成17年を起点に平成22年4月1日までに県全体の職員数を5.1%削減する目的を掲げました。平成20年度につきましては、本庁車庫の一元化や出先機関の廃止及び公社等外郭団体からの派遣職員の引き揚げ等により、職員数の削減を実施しました。また、平成19年3月に策定した「石川県行財政改革大綱2007」においては、知事部局の職員を平成19年度から平成23年度までの5年間で250人程度削減することとしております。職員数の状況は、表4のとおりです。

表4 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）（単位：人）

区分	職員数			主な増減理由
	平成20年	平成19年	増減数	
一般行政部門	3,546	3,653	▲107	公用車運行管理業務の集約、震災復興対策に係る体制整備 公社等外郭団体から職員引き揚げ等
教育部門	9,403	9,552	▲149	児童・生徒数の減少による教員の減
警察部門	2,288	2,300	▲12	警察学校調理業務の民間委託等
公営企業等部門	1,024	1,010	▲14	欠員補充 金沢西部開発事業の縮小等
合計	16,261	16,515	▲254	